

## 東京薬科大学研究データポリシー・解説

### (目的)

1. 東京薬科大学（以下「本学」という。）は、「ヒューマニズムの精神に基づいて、視野の広い、心豊かな人材を育成し、薬学並びに生命科学の領域にて、人類の福祉と世界の平和に貢献する」ことを理念としている。これらの理念に基づき、薬学および生命科学の発展に資するため、本学の研究過程で得られた研究成果を適切に保存・管理・公開し、可能な限り研究データの利活用を促進することに努め、研究の質と透明性を向上させるとともに、さらなる研究の発展と社会への還元に取り組む。以上のことから、研究データポリシーを以下のとおり定め、本学における研究データの保存・管理および公開に関する基本指針を示す。

本学の建学の精神および教育理念のもとに本学の取組み方針を定め策定することを示した。

### (研究データの定義)

2. 本ポリシーにおける研究データとは、研究者が本学における研究活動において収集または生成したデータをいい、デジタルか否かを問わない。

研究データとは、研究過程で生じるデータ全般をいう。収集・生成したものならびにそれらを解析・加工したデータを含み、データ形式は問わない。ただし、学生が教育を受ける上で収集または生成したデータは含まないものとする。

### (例)

- ・実験データ
- ・実験ノート・研究ノート・フィールドノート
- ・アンケート
- ・音声・画像
- ・標本
- ・プログラム
- ・統計データ

分野の特性や研究データの特質により異なるため、実施要項等において適切な適用範囲を定めることとする。

研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合は、本ポリシーの対象となる。

(研究者の定義)

3. 本ポリシーが対象とする研究者は、本学の役員、教職員、学生等とする。

本学に所属する全ての役員・教職員、研究員、ならびに博士課程・修士課程・学士課程に在学する学生、研究生、専攻生等本学で修学し、本学で研究活動を行う者をいう。

(研究者の責務)

4. 研究者は、原則として、自らが収集・生成した研究データを適切に管理し、可能な限り公開し利活用に供する権限を有するものとする。ただし、研究分野の特性を踏まえ、法令及び本学の諸規程ならびに他者の権利を害さない範囲において適切にこれを行うものとする。

研究者は、研究分野の特性を踏まえ、法令及び本学の諸規程ならびに他者の権利を害さない範囲において適切に研究活動を行うものとする。

研究者は、異動または退職する場合、その管理する研究データについて、関係者と協議の上、研究データの取り扱いを定める。

研究者は、研究分野の特性を踏まえ、法令及び本学の諸規程ならびに他者の権利を害することがなく、公開に問題がないと判断した研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR 原則」に則って公開することが望ましい。FAIR とは、「Findable (見つけられる)、Accessible (アクセスできる)、Interoperable (相互運用できる)、Reusable (再利用できる)」の略であり、FAIR 原則は現在オープンサイエンス推進にあたり、最低限でありながら広範囲に通用する原則として広く承認されている。

(大学の責務)

5. 本学は研究データ保存・管理および利活用を支援する環境を整備するものとする。

研究者が適正な研究データの保存・管理・公開・利活用ができるような環境を整備することが重要である。

(例)

- ・研究データ管理・保存基盤の提供
- ・研究データ管理計画等の作成支援
- ・研究データ公開基盤（リポジトリ）の提供
- ・公開研究データのメタデータ作成支援
- ・研究データの管理、公開、利活用に関わる実施要項等の策定
- ・研究データの管理、公開、利活用に関する啓発活動

(ポリシーの見直し)

6. 本学は、社会状況や学術環境の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

データの保存・管理・公開の在り方は、社会情勢や学術環境に応じて変化すると想定できるため、本ポリシーについても柔軟に見直すことを示している。

以上